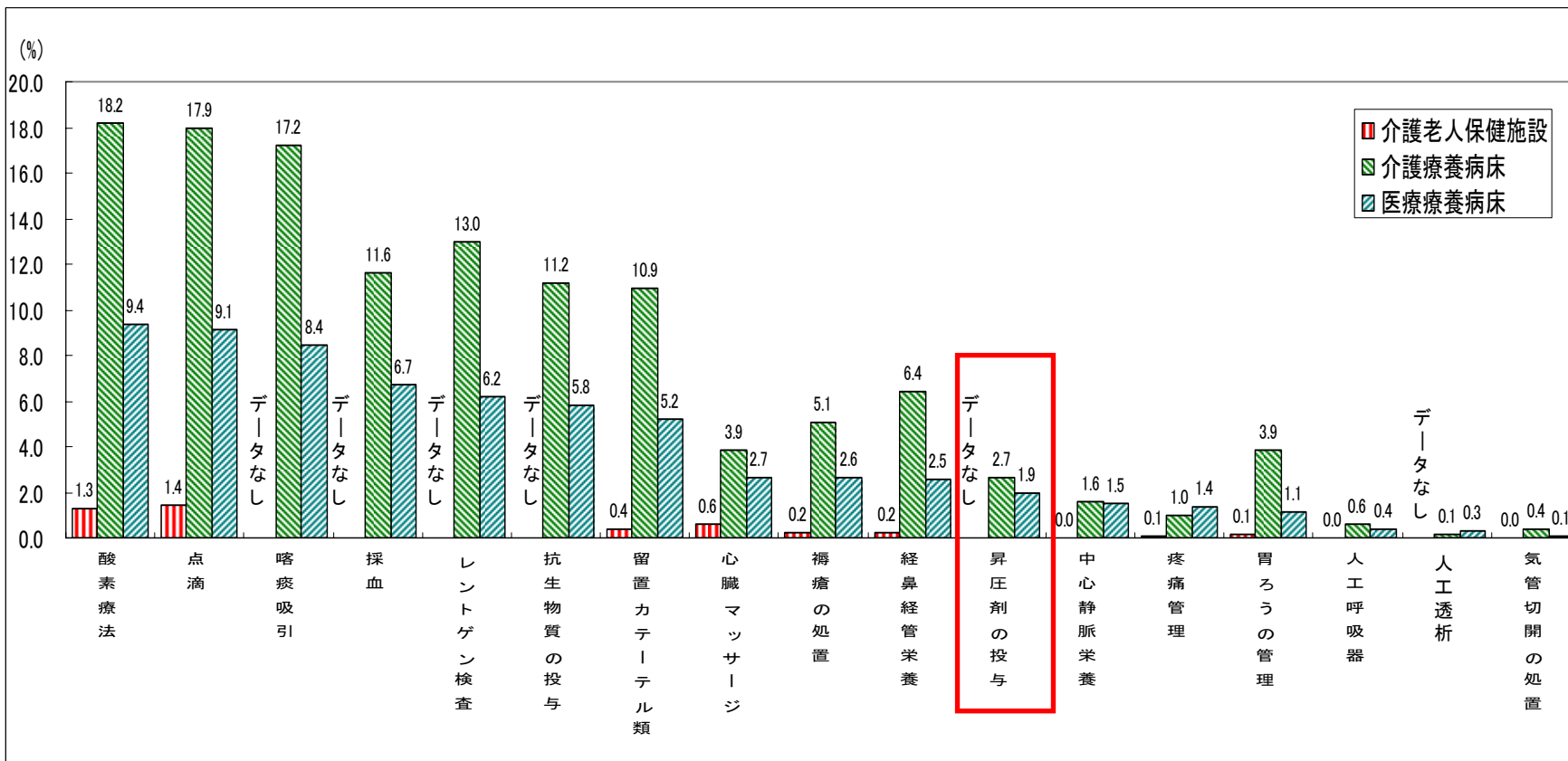


(11) 死亡前2週間以内に実施した医療処置の状況

看取りの際に提供される医療サービスの中には、昇圧剤投与等、緊急的かつ高度な医療処置等が必要となる場合もあると考えられる。



※ 「介護老人保健施設における医療・介護に関する調査研究」報告書 平成16年3月 医療経済研究機構 (n=599、調査時点・平成15年12月4日～平成16年2月4日)

「療養病床における医療・介護に関する調査」報告書 平成17年3月 医療経済研究機構

(医療療養n=353、介護療養n=212、調査時点・平成17年2月23日～平成17年3月18日)

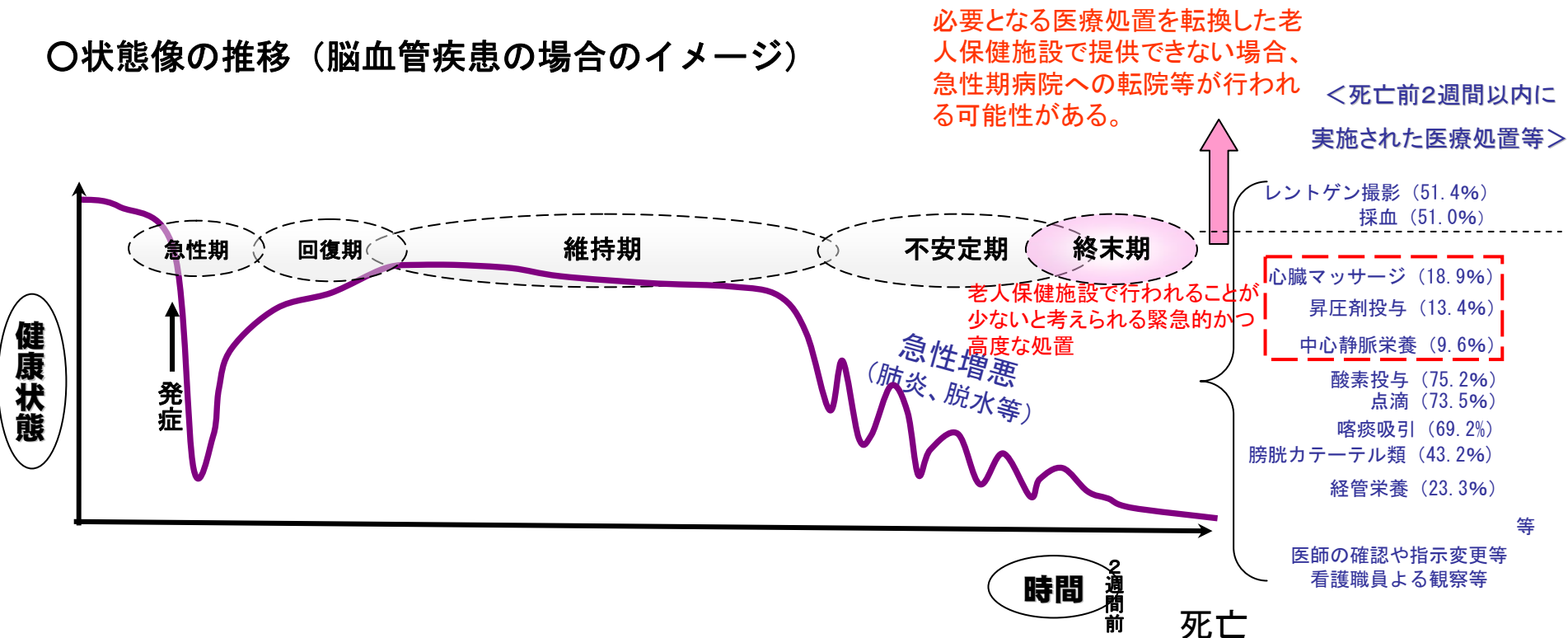
を基に厚生労働省老健局老人保健課で作成。

※※ 各施設区分毎の調査対象施設に占める死亡前2週間以内に実施した医療処置の割合を算出

(12) 看取りの際に必要な付加的医療サービス

- ① 療養病床から転換した老人保健施設においても、一定の頻度で看取りを行うことが考えられるが、昇圧剤投与等、緊急的かつ高度な医療処置が必要となる。
- ② その場合、中間施設としての老人保健施設では、長期療養が必要な者を看取る体制になっていないことから、必要な看取りができるよう体制を整備する必要がある。

○状態像の推移（脳血管疾患の場合のイメージ）



(※) 出典：医療経済研究機構「療養病床における医療・介護に関する調査」平成17年3月（療養病床における全死亡症例における2週間以内に実施した処置）